

**令和6年度 消費者見守り体制促進事業研修業務
プロポーザル審査要領**

このプロポーザル審査要領は、岩手県が実施する「令和5年度消費者見守り体制促進事業研修業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、次に掲げる機関に所属する職員による企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- ・ 盛岡市消費生活センター
 - ・ 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
 - ・ 公益財団法人いきいき岩手支援財団 岩手県高齢者総合支援センター
 - ・ 岩手県立県民生活センター
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された「令和6年度消費者見守り体制促進事業研修業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める提出書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査項目、審査観点及び配点に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による**プレゼンテーション**に基づいて行う。
- (2) 審査委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

3 審査項目及び配点（100点満点）

審査項目、審査観点及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査観点	配点	
業務遂行能力	業務を適正・確実に実施できる組織体制が整っているか。	10	30
	業務を適切に実施できる経営基盤が確保されているか。	10	
	業務を効果的・効率的に実施するうえで必要な事業の実績があるか。	10	
企画提案内容	事業の目的を理解し、業務の方針・目標が的確であるか。	10	50
	研修参加者が到達すべき状態が明確に設定されているか。	10	
	研修講師の経験・能力が十分であるか。	10	
	研修を構成する項目・内容が過不足なく網羅され、それぞれの実施目的が明確であるか。	10	
	使用する資料が有効・適切であるか。	10	
業務費用	業務費用の積算が妥当・必要最小限であり、提案業務の内容と整合しているか。	10	10
その他	その他、本事業の成果をより効果的なものにする提案や工夫が認められるか。	10	10
合 計			100

4 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、参加者に郵送により書面で通知する。
- (2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。

5 その他

企画提案審査に係る時間配分は以下のとおり。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 概要説明 | 5分 |
| (2) プレゼンテーション | 20分 |
| (3) 採点表記入 | 5分 |
| (4) 採点結果取りまとめ | 10分 |
| (5) 受託候補者の決定（協議） | 5分 |